様式第三（第九条関係）

認定民間中心市街地商業活性化事業計画の変更の認定申請書

年　月　日

経済産業大臣　殿

住　所
名称及び代表者の氏名　印

年　月　日付けで認定を受けた民間中心市街地商業活性化事業計画について、下記のとおり変更したいので、中心市街地の活性化に関する法律第四十三条第一項の規定に基づき、民間中心市街地商業活性化事業計画について認定を申請します。

この申請書及び添付書類に記載の事項は、事実に相違ありません。

記

1．変更事項
2．変更事項の内容
3．変更の理由

注1　氏名の記載を自署で行う場合には、押印を省略することができます。
2　変更事項の内容については、変更前と変更後を対比して記載して下さい。
3　当該事業計画の変更に伴い、事業計画の認定時からその内容が変更される添付書類がある場合は、全て添付してください。

様式に次の二様式を加える。

様式第六（第十四条関係）

特定民間中心市街地経済活力向上事業計画に係る認定申請書

年　月　日

経済産業大臣　殿

住　所
名称及び代表者の氏名　印

中心市街地の活性化に関する法律第五十条第一項の規定に基づき、特定民間中心市街地経済活力向上事業計画について認定を申請します。

この申請書及び添付書類に記載の事項は、事実に相違ありません。

1．特定民間中心市街地経済活力向上事業の種類
2．特定民間中心市街地経済活力向上事業者の概要
3．特定民間中心市街地経済活力向上事業の目標
⑴　数値目標
⑵　波及効果
⑶　目標達成の成功率を高めるための取組
4．特定民間中心市街地経済活力向上事業の内容
⑴　事業名称
⑵　所在地及び面積
①　所在地
②　面積
⑶　事業概要
5．特定民間中心市街地経済活力向上事業の実施時期

［事業の着手の予定年月日］	年	月	日（注）着工時期を記載
［事業の完了の予定年月日］	年	月	日（注）竣工時期を記載

6．特定民間中心市街地経済活力向上事業を行うのに必要な資金の額及びその調達方法
7．第五十八条第一項に規定する大規模小売店舗立地法に関する事項
⑴　第五十八条第一項に規定する大規模小売店舗立地法の特例の利用の有無
⑵　第五十八条第一項に規定する大規模小売店舗立地法の特例の利用を有する場合（②から⑥までの事項については、大規模小売店舗の新設をする日における事項に限る。）
①　大規模小売店舗の新設をする日
②　大規模小売店舗内の店舗面積の合計
③　駐車場の位置及び収容台数
④　駐輪場の位置及び収容台数
⑤　荷さばき施設の位置及び面積
⑥　廃棄物等の保管施設の位置及び容量

注1　氏名の記載を自署で行う場合には、押印を省略することができます。

様式第七（第十五条関係）

認定特定民間中心市街地経済活力向上事業計画の変更の認定申請書

年　月　日

経済産業大臣　殿

住　所
名称及び代表者の氏名　印

年　月　日付けで認定を受けた特定民間中心市街地経済活力向上事業計画について、下記のとおり変更したいので、中心市街地の活性化に関する法律第五十一条第一項の規定に基づき、特定民間中心市街地経済活力向上事業計画について認定を申請します。

この申請書及び添付書類に記載の事項は、事実に相違ありません。

記

1．変更事項
2．変更事項の内容
3．変更の理由

注1　氏名の記載を自署で行う場合には、押印を省略することができます。
2　変更事項の内容については、変更前と変更後を対比して記載して下さい。

（中小企業信用保険法施行規則の一部改正）

第二条　中小企業信用保険法施行規則（昭和三十七年通商産業省令第十四号）の一部を次のように改正する。

第八条から第十一条までの規定中「第四十二条第一項」を「第五十三条第一項」に改める。

（独立行政法人中小企業基盤整備機構の業務（産業基盤整備業務を除く。）に係る業務運営、財務及び会計に関する省令（平成十六年経済産業省令第七十四号）の一部改正）

第三条　独立行政法人中小企業基盤整備機構の業務（産業基盤整備業務を除く。）に係る業務運営、財務及び会計に関する省令（平成十六年経済産業省令第七十四号）の一部を次のように改正する。

第一条の二第七号中「第三十八条第一項」を「第三十九条第一項、第四十四条及び第五十二条第二項」に改める。

第三十四条第一項第三号イ中「第四十一条第一項」を「第四十九条第一項」に改め、「認定特定民間中心市街地活性化事業計画」の下に「若しくは同法第五十一条第一項に規定する認定特定民間中心市街地経済活力向上事業計画」を加える。

第三十七条第一号ハ中「第四十一条第一項」を「第四十九条第一項」に改め、「認定特定民間中心市街地活性化事業計画」の下に「又は同法第五十一条第一項に規定する認定特定民間中心市街地経済活力向上事業計画」を加える。

附　則

（施行期日）

この省令は、中心市街地の活性化に関する法律の一部を改正する法律の施行の日（平成二十六年七月二日）から施行する。